

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について

制定	平成 22 年 4 月 22 日	平成 22・04・19 商局第 3 号
改正	平成 22 年 8 月 25 日	平成 22・08・20 商局第 1 号
改正	平成 24 年 1 月 13 日	平成 24・01・10 商局第 1 号
改正	平成 25 年 5 月 10 日	20130424 商局第 1 号
全部改正	平成 25 年 7 月 1 日	20130605 商局第 3 号
改正	平成 26 年 4 月 14 日	20140409 商局第 4 号
改正	平成 26 年 7 月 30 日	20140718 商局第 1 号
改正	平成 26 年 9 月 18 日	20140825 商局第 3 号
改正	平成 26 年 12 月 12 日	20141208 商局第 2 号
改正	平成 27 年 1 月 16 日	20150108 商局第 1 号
改正	平成 27 年 7 月 24 日	20150717 商局第 2 号
改正	平成 27 年 7 月 24 日	20150717 商局第 3 号
改正	平成 27 年 10 月 8 日	20150918 商局第 1 号
改正	平成 27 年 10 月 8 日	20150918 商局第 2 号
改正	平成 28 年 9 月 30 日	20160808 商局第 1 号
改正	平成 28 年 9 月 30 日	20160812 商局第 1 号
改正	平成 28 年 11 月 30 日	20161107 商局第 1 号
改正	平成 29 年 1 月 25 日	20161216 商局第 1 号
改正	平成 29 年 4 月 3 日	20170316 商局第 1 号
改正	平成 29 年 7 月 3 日	20170614 商局第 4 号
改正	平成 29 年 7 月 3 日	20170614 商局第 5 号
改正	平成 29 年 12 月 1 日	20171120 保局第 1 号
改正	平成 30 年 5 月 25 日	20180502 保局第 2 号
改正	平成 30 年 5 月 25 日	20180502 保局第 3 号
改正	平成 30 年 7 月 20 日	20180629 保局第 1 号
改正	令和元年 8 月 1 日	20190718 保局第 2 号
改正	令和元年 11 月 1 日	20191017 保局第 1 号
改正	令和元年 12 月 25 日	20191223 保局第 1 号
改正	令和 2 年 10 月 1 日	20200914 保局第 1 号
改正	令和 2 年 12 月 1 日	20201109 保局第 1 号
改正	令和 3 年 8 月 2 日	20210706 保局第 4 号
改正	令和 3 年 11 月 1 日	20211019 保局第 2 号
改正	令和 3 年 12 月 28 日	20211222 保局第 1 号
改正	令和 4 年 4 月 1 日	20220314 保局第 1 号
改正	令和 4 年 8 月 31 日	20220816 保局第 1 号
改正	令和 4 年 12 月 28 日	20221206 保局第 6 号

本解釈は、電気用品の技術上の基準を定める省令（平成 25 年経済産業省令第 34 号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものである。

電気用品が、2 以上の機能を有する場合にあっては、それぞれの機能に係る解釈を適用しなければならない。

また、この解釈に規定がない限り、別表第一から別表第十一までと別表第十二は、それぞれ独立した体系であることから、両者を混用してはならない。

なお、省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

別表第一	電線及び電気温床線
別表第二	電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品
別表第三	ヒューズ
別表第四	配線器具
別表第五	電流制限器
別表第六	小形単相変圧器及び放電灯用安定器
別表第七	電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二第六号に掲げる小形交流電動機
別表第八	電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機
別表第九	リチウムイオン蓄電池
別表第十	雑音の強さ
別表第十一	電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値
別表第十二	国際規格等に準拠した基準

附 則（平成 22・04・19 商局第 3 号）

この通達は、制定の日から適用することとし、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（平成 20 年 6 月 30 日付け平成 20・06・19 商局第 3 号）は同日付で廃止する。ただし、電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 21 年 9 月 11 日付け経済産業省令第五十七号）で改正を行った箇所（別表第二（電線管、フロアダクトおよび線樋ならびにこれらの附属品ならびにケーブル配線用スイッチボックス）を除く。）に係る解釈及び別表第八 2（86 の 2）イ（リ）b に係る解釈については、平成 22 年 9 月 1 日までは、なお従前の例による。また、附属の表の 2（電気用品の雑音の強さの測定方法）については、平成 25 年 3 月 31 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 22・08・20 商局第 1 号）

この通達は、平成 22 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24・01・10 商局第 1 号）

この通達は、平成 24 年 1 月 13 日から適用する。

附 則（20130424 商局第 1 号）

この通達は、平成 25 年 5 月 10 日から適用する。

附 則（20130605 商局第 3 号）

この通達は、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（20140409 商局第 4 号）

この通達は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60320-1（H21）、J60320-2-4（H21）、J60669-1（H14）、J60669-2-1（H14）、J60669-2-2（H14）、J60669-2-3（H16）、J60950-1（H22）、J61558-1（H21）、J61558-2-1（H21）、J61558-2-2（H21）、J61558-2-4（H21）、J61558-2-6（H21）、J61558-2-7（H21）、J61558-2-13（H21）、J61558-2-17（H21）の基準の適用については、平成 29 年 6 月 30 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（20140718 商局第1号）

この通達は、平成26年10月1日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60065 (H23)、J60598-1 (7 版-H23)、J60598-2-3 (H14)、J60974-6 (H22)、J61347-2-13 (H21) の基準の適用については、平成29年9月30日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（20140825 商局第3号）

この通達は、平成26年9月18日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第四1(2)ロ(ロ) b、3(1)ヲ(ホ)、6(1)リ(ニ) b 及びヌ、別表第八1(2)エ(ハ)並びに2(50)イ(ヌ) b の規定の適用については、平成27年9月17日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（20141208 商局第2号）

この通達は、平成27年3月1日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60127-2 (H20)、J60691 (H22)、J61184 (H20) の基準の適用については、平成30年2月28日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（20150108 商局第1号）

この通達は、平成27年1月16日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第八の規定の適用については、平成28年3月17日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（20150717 商局第2号）

この通達は、平成27年7月24日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第四、第六、第七及び第八の規定の適用については、平成28年7月23日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（20150717 商局第3号）

この通達は、平成27年10月1日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60598-2-2 (H23)、J60598-2-8 (H14)、J60598-2-12 (H23)、J60598-2-13 (H23)、J60598-2-22 (H14)、J60950-1 (H26)、J61558-2-3 (H21)、J61558-2-5 (H21)、J61558-2-

8(H21)の基準の適用については、平成30年9月30日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20150918 商局第1号)

この通達は、平成27年12月1日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二表2中別紙200の2(H27)の中心周波数13.56MHz、27.12MHz、40.68MHz及び40.46MHz又は41.14MHzを使用する高周波ウエルダーの放射妨害波の許容値に関する表9及び表18の規定は、この通達の適用の日から平成32年6月10日までは適用しない。また、この通達による改正後の別表第十二のうちJ60238(H25)、J60269-J1(H14)、J60335-2-16(H20)、J60335-2-29(H20)、J60335-2-49(H20)、J60335-2-53(H20)、J60335-2-59(H20)、J60335-2-83(H20)、J55001(H22)、J55014-1(H20)の基準の適用については、平成30年11月30日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20150918 商局第2号)

この通達は、平成27年12月1日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十の規定の適用については、平成30年11月30日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20160808 商局第1号)

この通達は、平成28年9月30日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第八の規定の適用については、平成29年9月29日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20160812 商局第1号)

この通達は、平成28年11月1日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうちJ60127-1(H26)、J60127-2(H26)、J60127-3(H20)、J60127-4(H22)、J60335-2-26(H20)、J60335-2-36(H20)、J60335-2-37(H20)、J60432-1(H14)、J60691(H26)、J60884-1(H23)、J60974-11(H22)、J60974-12(H22)、J61347-2-12(H21)の基準の適用については、平成31年10月31日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20161107 商局第 1 号)

この通達は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60335-2-38 (H20)、J60335-2-39 (H20)、J60335-2-41 (H20)、J60335-2-42 (H20)、J60335-2-45 (H20)、J60335-2-47 (H20)、J60335-2-48 (H20)、J60335-2-50 (H20)、J60335-2-51 (H20)、J60335-2-58 (H20)、J60335-2-60 (H20)、J60335-2-64 (H20)、J60335-2-74 (H20)、J60335-2-96 (H20)、J60335-2-101 (H25) の基準の適用については、平成 31 年 1 月 31 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20161216 商局第 1 号)

この通達は、平成 29 年 1 月 25 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60269-1 (H14)、J60269-2 (H14)、J60269-2-1 (H14)、J60269-3 (H14)、J60269-3-1 (H14) の基準の適用については、平成 32 年 1 月 31 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20170316 商局第 1 号)

この通達は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60670-1 (H20)、J60670-21 (H20)、J60670-22 (H20)、J61386-1 (H20)、J61386-21 (H20)、J61386-22 (H20)、J61386-23 (H20) の基準の適用については、平成 32 年 3 月 31 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20170614 商局第 4 号)

この通達は、平成 29 年 7 月 3 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60065 (H26)、J60335-2-8 (H20)、J60335-2-24 (H20)、J60335-2-30 (H20)、J60335-2-52 (H20)、J60335-2-55 (H20)、J60335-2-75 (H20)、J60335-2-76 (H20)、J60400 (H23)、J60598-2-5 (H23)、J60950-1 (H27)、J60968 (H14)、J61050 (H15)、J61058-1 (H20)、J61058-2-1 (H20)、J61058-2-4 (H20)、J61058-2-5 (H20)、J61195 (H14)、J61199 (H14)、J61347-1 (H25)、J61347-2-10 (H20)、J61347-2-13 (H26) の基準の適用については、平成 32 年 6 月 30 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20170614 商局第 5 号)

この通達は、平成 29 年 7 月 3 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第八の規定の適用については、平成 30 年 7 月 2 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20171120 商局第1号)

この通達は、平成29年12月1日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60227-5 (H23)、J60227-7 (H23)、J60245-8 (H23)、J60335-2-3 (H20)、J60335-2-9 (H20)、J60335-2-11 (H20)、J60335-2-23 (H20)、J60335-2-44 (H20)、J60335-2-61 (H20)、J60335-2-J1 (H14)、J60335-2-J8 (H14)、J60598-1 (H26)、J60598-2-1 (H23)、J60598-2-4 (H23)、J60598-2-6 (H25)、J60598-2-7 (H25)、J60598-2-9 (H25)、J60598-2-17 (H25)、J60598-2-19 (H23)、J60974-7 (H22)、J55001 (H27)、J55013 (H22)、J55015 (H20)、J55022 (H22) の基準の適用については、平成32年11月30日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20180502 保局第2号)

この通達は、平成30年5月25日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60335-2-7 (H20) の基準の適用については、平成31年5月24日までは、なお従前の例によることができるが、JISC9335-2-7:2017 20.107 項に適合している構造である場合は、平成33年5月24日までは、なお従前の例によることができる。また、J60335-2-82 (H20)、J60335-2-84 (H25) の基準の適用については、平成33年5月24日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20180502 保局第3号)

この通達は、平成30年5月25日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第八の規定の適用については、平成31年5月24日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20180629 保局第1号)

この通達は、平成30年7月20日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60335-2-4 (H20)、J60335-2-32 (H20)、J60335-2-60 (H28)、J60335-2-102 (H20)、J60335-2-J7 (H21)、J60335-2-J9 (H23)、J60335-2-J10 (H21)、J60335-2-J11 (H21)、J60335-2-J12 (H21)、J60598-2-20 (H25) の基準の適用については、平成33年7月19日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20190718 保局第 2 号)

この通達は、令和元年 8 月 1 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60065 (H29) の規定の適用については、令和 2 年 7 月 3 1 日まで、J60309-1 (H23)、J60320-2-2 (H21)、J60335-2-21 (H20)、J60335-2-25 (H20)、J60335-2-31 (H20)、J60335-2-35 (H20)、J60335-2-80 (H20)、J60335-2-90 (H20)、J60669-2-1 (H26)、J60730-2-6 (H23)、J60730-2-7 (H23)、J60838-1 (H25)、J61242 (H14)、J61386-21 (H29)、J61386-22 (H29)、J61386-23 (H29) の基準の適用については、令和 4 年 7 月 3 1 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20191017 保局第 1 号)

この通達は、令和元年 1 1 月 1 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60335-2-29 (H27)、J60335-2-96 (H28) の基準の適用については、令和 4 年 1 0 月 3 1 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20191223 保局第 1 号)

この通達は、令和元年 1 2 月 2 5 日から適用する。

附 則 (20200914 保局第 1 号)

この通達は、令和 2 年 1 0 月 1 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60335-2-6 (H20)、J60335-2-36 (H28)、J60335-2-37 (H28)、J60335-2-38 (H28)、J60335-2-39 (H28)、J60335-2-42 (H28)、J60335-2-47 (H28)、J60335-2-48 (H28)、J60335-2-49 (H27)、J60335-2-50 (H28)、J60335-2-58 (H28)、J60335-2-64 (H28)、J60335-2-84 (H30)、J60691 (H28)、J8528-8 (H16) の基準の適用については、令和 5 年 9 月 3 0 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20201109 保局第 1 号)

この通達は、令和 2 年 1 2 月 1 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60335-2-27 (H20)、J60335-2-28 (H20)、J60745-2-2 (H22)、J60745-2-4 (H22)、J60974-1 (H22)、J60974-3 (H22) の基準の適用については、令和 5 年 1 1 月 3 0 日まで、J8528-8 (H16) の基準の適用については、令和 5 年 9 月 3 0 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (2021706 保局第 4 号)

この通達は、令和 3 年 8 月 2 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60320-2-1 (H21)、J60320-2-3 (H21)、J60335-2-13 (H20)、J60335-2-14 (H20)、J60335-2-15 (H20)、J60335-2-53 (H27)、J60335-2-54 (H20)、J60335-2-65 (H20)、J60335-2-67 (H20)、J60335-2-76 (H29)、J60335-2-81 (H20)、J60335-2-85 (H20)、J60335-2-89 (H20)、J60335-2-98 (H20)、J60670-31 (H30)、J60745-2-5 (H22)、J60745-2-14 (H22)、J60884-2-5 (H20)、J62133 (H28) の基準の適用については、令和 6 年 7 月 31 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20211019 保局第 2 号)

この通達は、令和 3 年 11 月 1 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60238 (H27)、J60245-4 (H21)、J60335-2-17 (H20)、J60502-1 (H21) の基準の適用については、令和 6 年 10 月 30 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20211222 保局第 1 号)

この通達は、令和 3 年 12 月 28 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第八の規定の適用については、令和 4 年 12 月 27 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20220314 保局第 1 号)

この通達は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60335-2-5 (H20)、J60335-2-10 (H20) の基準の適用については、令和 7 年 3 月 31 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (20220816 保局第 1 号)

この通達は、令和 4 年 8 月 31 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十の規定及び、別表第十二のうち J60335-2-2 (H20)、J60598-1 (H29)、J60745-2-8 (H22)、J60745-2-9 (H22)、J60745-2-11 (H22)、J61029-2-10 (H20)、J61058-1 (H29)、J61058-2-1 (H29)、J61347-1 (H29) の基準の適用については、令和 7 年 8 月 30 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（20221206 保局第 6 号）

この通達は、令和 4 年 1 2 月 2 8 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第九の適用については、令和 6 年 1 2 月 2 7 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（20230411 保局第 1 号）

この通達は、令和 5 年 5 月 1 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第十二のうち J60974-5（H25）、J61084-1（H14）、J61084-2-1（H14）、J61084-3-1（H30）、J62368-1（2020）の基準の適用については、令和 8 年 4 月 3 0 日までは、なお従前の例によることができる。